

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十二月二十五日奈良県指令建第九二―一五〇号

平成二十六年三月十八日奈良県指令建第九二―一五〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年四月四日建第八一八〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年四月四日建第四九三九号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字脇本四二九番、四三〇番一及び四三三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市安倍木材団地一丁目一―一番地の四

山本工務店 山本正成

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字脇本四二九番、四三〇番一及び四三三番一の各一部

下水道 桜井市大字脇本四二九番、四三〇番一及び四三三番一の各一部

一 許可番号

平成二十五年十一月十九日奈良県指令建第九二―一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年四月七日建第八一八一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年四月七日建第四九四〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄六二五番一の一部、六四一番三、八七六番及び八七七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄六二五番一の一部

下水道 桜井市大字上之庄六二五番一の一部

水路 桜井市大字上之庄六二五番一の一部

一 許可番号

平成二十五年八月二十二日奈良県指令建第九二―一六号

平成二十六年二月十四日奈良県指令建第九二―一六―一号

平成二十六年三月三十一日奈良県指令建第九二―一六―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年四月七日建第八一八二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年四月七日建第四九四一号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字富本一番一並びに西竹田五二番二、五三番二、五三番四、五四番二、五四番四、五五番二、五五番四、六二番一、六二番四、六三番一、六三番四、六四番一、六四番二、六四番八、六四番九、六五番一、六五番四、六五番五、六六番一、六六番三、六七番一、六七番三、六八番一、六八番三、六九番一及び六九番四並びに十六面九六番一、九七番一、九八番一、九九番一、一〇〇番一、一〇一番一、一〇一番二、一〇二番一、一〇二番四、一〇三番二、一〇三番四、一〇四番二、一〇四番四、一〇五番二、一〇六番二、一〇七番一及び一〇八番一並びに保津三二一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟市南区清水四五〇一番地一

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字西竹田五三番四、五四番四、五五番四、六二番四、六三番四、六四番八、六四番九、六五番四、六五番五、六六番三、六七番三、六八番三及び六九番四並びに十六面一〇二番四、一〇三番四及び一〇四番四

一 許可番号

平成二十六年一月二十三日奈良県指令建第九二―一八〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年四月八日建第八一八三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字外山一三三二番、一三三九番、一三四六番、一三四七番及び一三五六番

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字外山八〇三番地

山中良憲